

## 宮崎市スポーツ等合宿受入支援事業補助金 Q & A

Q 1	<p><b>補助対象となる合宿の期間を教えてください。</b></p> <p>A 令和3年4月1日から令和4年3月31日までに実施される合宿が対象です（令和4年4月1日以降も対象となる可能性有り）。ただし、予算上限に達した場合は、申請受付を早期に終了することもあります。また、新型コロナウイルス感染症等の影響により、申請受付を一時中断する場合がありますので、ご了承ください。いずれの場合も、宮崎市観光協会ホームページでお知らせしますので、申請前にはご確認ください。</p>
Q 2	<p><b>宿泊施設が申請を行うことができるのですか。</b></p> <p>A 申請者は、補助対象であるスポーツ等団体になります。したがって、補助金の支払い先も当該団体になります。</p>
Q 3	<p><b>合宿開始の何日前から申請可能ですか。</b></p> <p>A 合宿の日程や宿泊施設及びスポーツ施設の確保など合宿計画の詳細が決定次第、「合宿計画事前承認申請書」（様式第1号）により早めに申請していただいても結構です。ただし、遅くとも合宿開始日の14日前までには申請してください。</p>
Q 4	<p><b>事前承認申請は、郵送での提出になりますか。</b></p> <p>A メールやFAXでの申請も可能です。（書類への押印は必要ありません）</p>
Q 5	<p><b>事前承認申請の結果は、どのように知らされるか。</b></p> <p>A 承認の場合、宮崎市観光協会から書面（「合宿計画事前承認通知書」（様式第2号））にて、原則メールで通知いたします。</p>
Q 6	<p><b>合宿を取りやめることになった場合はどうすればよいですか。</b></p> <p>A 宮崎市観光協会からの合宿計画事前承認通知後、合宿を実施しないことが決定した場合は、速やかに「取下書」（様式第3号）を提出してください。</p>
Q 7	<p><b>合宿計画の事前承認後、予定していた合宿参加者が増える場合はどうすればよいですか。</b></p> <p>A 宮崎市観光協会からの合宿計画事前承認通知後、参加者の追加や日程の延長等により延べ宿泊数が増える場合は、合宿開始日までに必ずお知らせください。ご連絡がない場合は、当初予定していた延べ宿泊数で算定した額が補助金額となる場合がありますので、ご注意ください。</p>
Q 8	<p><b>メールでの申請はできますか。</b></p> <p>A 合宿前の申請書類はメールにて提出は可能ですが、合宿終了後の「宮崎市スポーツ等合宿受入支援事業補助金交付申請書兼請求書」（様式第4号）など押印が必要な書類は、原本での提出が必要ですので、郵送でご提出をお願いします。</p>
Q 9	<p><b>旅行代理店を通して宿泊施設を予約し、旅行代理店に宿泊費用を支払った場合も補助の対象になりますか。</b></p> <p>A 補助対象になります。</p>
Q 10	<p><b>宿泊施設やスポーツ施設等の予約も宮崎市観光協会で行ってくれるのでしょうか。</b></p> <p>A 施設予約は、スポーツ等団体が直接行っていただくことになります。</p>

## 宮崎市スポーツ等合宿受入支援事業補助金 Q &amp; A

Q 11	<p><b>補助金の支払いはいつになりますか。</b></p> <p>A 合宿終了後に宮崎市観光協会へ「宮崎市スポーツ等合宿受入支援事業補助金交付申請書兼請求書」（様式第5号）等の申請書類一式を提出後、書類審査を経て、1か月を目処に指定口座へ振り込む予定にしております。ただし、申請の状況次第では、遅れる場合もありますのでご了承ください。</p>
Q 12	<p><b>補助金交付申請書類兼請求書など合宿終了後30日以内に提出が必要な申請書類が、諸般の理由により遅れる場合は、どうすればよいですか。</b></p> <p>A 合宿終了後30日以内に提出が困難と判断された時点で、宮崎市観光協会にご連絡ください。</p>
Q 13	<p><b>現金での補助金受領は可能ですか。</b></p> <p>A 口座振込のみとなります。</p>
Q 14	<p><b>補助金を部員それぞれの口座に振り込むことは可能ですか。</b></p> <p>A 代表者の口座のみとなります。</p>
Q 15	<p><b>合宿終了後に補助金の制度を知りましたが、それから申請は可能ですか。</b></p> <p>A 合宿前に事前承認が必要ですので、合宿実施後からの申請はできません。</p>
Q 16	<p><b>宮崎県観光協会の合宿宿泊費補助（1人1泊につき1,000円補助）も申請しようと思いますが、この宮崎市観光協会の補助金と併用できますか。</b></p> <p>A 併用できます。</p>
Q 17	<p><b>宮崎市内に宿泊しますが、練習は近隣の市町村で行う場合は、補助対象になりますか。</b></p> <p>A 宮崎市内の宿泊施設に宿泊するのであれば、補助対象になります。</p>
Q 18	<p><b>合宿前半は宮崎市で、後半は他の市町村に宿泊した場合の補助対象はどうなりますか。</b></p> <p>A 宮崎市内に宿泊した延べ宿泊数のみ、補助対象になります。</p>
Q 19	<p><b>合宿でスポーツ等施設を使用しない場合も補助対象になりますか。</b></p> <p>A 陸上長距離のロード練習など、競技場や体育館などの施設を利用しない場合も、補助要件を満たした合宿であれば補助対象になります。</p>
Q 20	<p><b>宮崎市で開催される大会後に、そのまま合宿をする予定ですが、補助対象になりますか。</b></p> <p>A 大会期間中の宿泊は対象になりませんが、合宿期間中の宿泊は対象になります。</p>
Q 21	<p><b>夏合宿と冬合宿で2回宮崎市で合宿を実施する場合は、どちらも補助対象になりますか。</b></p> <p>A どちらも補助対象になります。ただし、それぞれの合宿で申請をしていただく必要があり、同一年度内に3回まで申請できます。なお、1団体1回当たりの補助金上限額は10万円です。</p>
Q 22	<p><b>参加人数が多いため2つの宿泊施設に分けて宿泊する場合は、どちらも補助対象になりますか。</b></p> <p>A 補助対象になります。この場合、算定する延べ宿泊数は、2つの宿泊施設での延べ宿泊数を合算した数となります。また、それぞれの宿泊施設の宿泊証明書が必要です。</p>
Q 23	<p><b>少年野球チームの保護者の宿泊も補助対象になりますか。</b></p> <p>A 部長、監督、コーチ、マネージャーなどチームスタッフとして役割がある方は対象となりますが、子どもの付き添いや応援というような立場では対象になりません。</p>